

成年後見制度で できること



財産管理

- 通帳や権利証などの保管
- 収支の管理(各種支払い)
- 重要な財産の管理
- 金融機関との取引
- 年金や賃料等収入の受領



身上監護

- 本人の住居に関すること
- 医療の契約などに関すること
- 介護の契約に関すること
- 施設入退所に関すること

※身元保証や医療行為の同意などはできません

ご家族やご自身の認知症を
心配される方

知的障がいのある方

精神障がいのある方

その支援者の方

お気軽に草津町社会福祉協議会
までご相談ください

草津町社会福祉協議会

Tel:0279-88-1050

受付時間:8:30~17:15(月曜日~金曜日)

メール:kusa-nichijo@grace.ocn.ne.jp

〒377-1711

群馬県 吾妻郡 草津町 大字草津 464-28



成年後見制度とは？

物事を判断する能力が
十分でない人について
本人の権利を守るために法的に
さまざまな支援を行う制度です。



草津町社会福祉協議会